

～南海トラフ地震に備える～

高知県立学校避難所対応マニュアル
作成の手引き

平成26年12月
高知県教育委員会

目 次

| | |
|--|---|
| 1. 「高知県立学校避難所対応マニュアル」の作成について | 1 |
| 2. 「県立学校避難所対応マニュアル」と「避難所運営マニュアル」について | 2 |
| 3. 避難所開設の判断について | 3 |
| 4. 台風等風水害時の対応について | 3 |
| 5. 避難所開設・運営に関する基本的事項 | 4 |
| (1) 避難所の開設について | 4 |
| (2) 避難所開設後の対応について | 5 |
| (3) 避難所の閉鎖について | 7 |
| 作成例 高知県立〇〇高等学校避難所対応マニュアル | 9 |

1. 「高知県立学校避難所対応マニュアル」の作成について

避難所の指定は、地域防災計画に基づくものであり、避難所の開設・運営は、市町村が行うものです。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では大規模かつ広域的な災害のため、学校と教育委員会や災害対策本部との連絡自体が困難であった事例や、災害対策本部から十分な支援が得られず、教職員が長期に渡り、避難所運営に関わった事例もあったということです。

これらのことを踏まえ、南海トラフ地震のような大規模災害発生時に、迅速に避難所を開設し、避難者を受け入れ、安全を確保するとともに、避難所の運営を地域住民や市町村（以下「地域住民等」という。）に円滑に引き継ぐため、高知県立中学・高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）では、各学校において「高知県立学校避難所対応マニュアル（以下「県立学校避難所対応マニュアル」という。）」を作成することとしました。

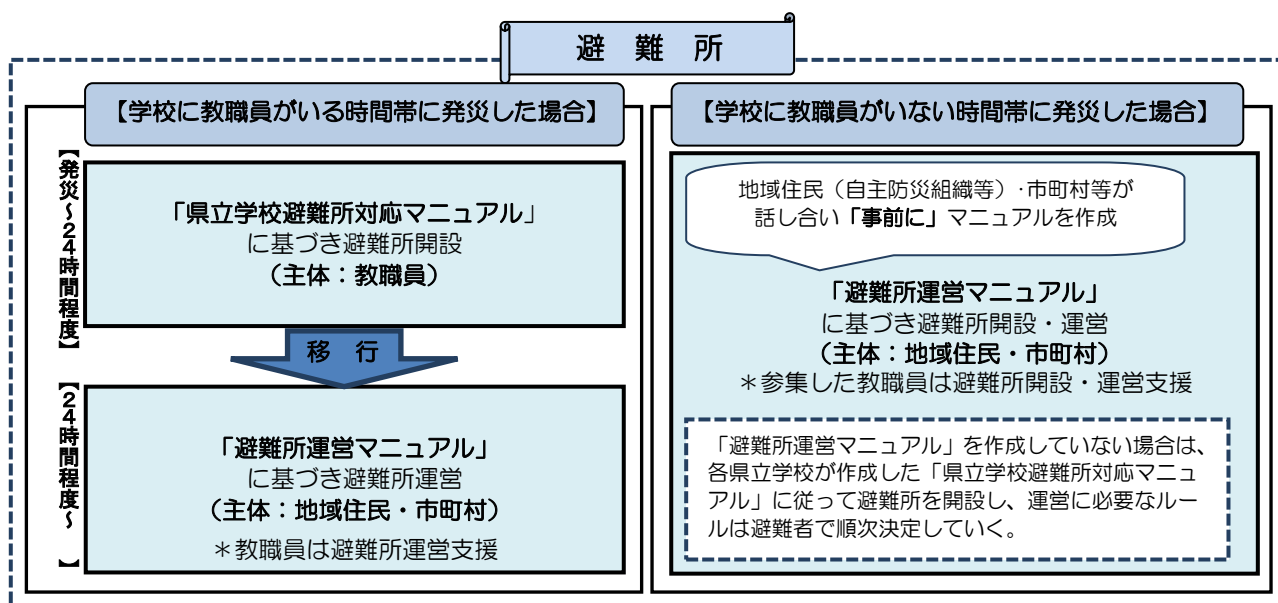
各県立学校においては、避難所指定の有無に関わらず、津波により学校に避難することが危険である一部の学校以外は、この「高知県立学校避難所対応マニュアル作成の手引き」を参考に、「県立学校避難所対応マニュアル」を作成してください。

また、避難所運営を地域住民等に引き継いだ後も、県立学校が施設管理者及び避難所運営の支援者としての役割を果たすために、平成26年10月に高知県危機管理部南海トラフ地震対策課が作成した「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」等（P.2 参照）に目を通しておくとともに、地域住民等が今後作成する「避難所運営マニュアル」の作成にも協力をお願いします。

なお、以下の相関図のとおり、各県立学校の「学校防災マニュアル（危機管理マニュアル）」と「県立学校避難所対応マニュアル」は、市町村等の「避難所運営マニュアル」と関連しますので、各マニュアルの整合性を図ることに留意してください。

| 「学校防災マニュアル(危機管理マニュアル)」「県立学校避難所対応マニュアル」「避難所運営マニュアル」の相関図 | | | | | |
|--|--|--|-------------------------------------|---|------|
| 発災 | 発災直後 | 発災後1～2時間後 | ～72時間 | 72時間～ | 1週間～ |
| 職員在庁時 | 学校防災マニュアル(危機管理マニュアル) | | | | |
| | 【教職員】 ●児童生徒等安全確保 ・避難誘導 ●避難所開設支援 | 【教職員】 ●児童生徒等安否確認 →状況を教育委員会へ報告 | 【教職員】 ●児童生徒等引き渡し ・帰宅完了 | 【教職員】 ●児童生徒等の自宅の被災状況確認 ●授業再開準備 | |
| | 県立学校避難所対応マニュアル | | 避難所運営マニュアル | | |
| 施設管理対応 | 【教職員】 ●校舎等の被害状況確認→被害状況を教育委員会へ報告 ●避難所開設・運営支援 | | | 【教職員】 ●施設修繕・授業再開準備 | |
| 職員不在時 | 学校防災マニュアル(危機管理マニュアル) | | | | |
| | 【教職員】 ●参集→児童生徒の安否確認→状況を教育委員会へ報告 | | | 【教職員】 ●児童生徒等の自宅の被災状況確認 ●授業再開準備 | |
| | 県立学校避難所対応マニュアル | | 避難所運営マニュアル | | |
| 施設管理対応 | 【教職員】 ●校舎等の被害状況確認→被害状況を教育委員会へ報告 ●避難所開設・運営支援 | | | 【教職員】 ●施設修繕・授業再開準備 | |

2. 「県立学校避難所対応マニュアル」と「避難所運営マニュアル」について



- 県立学校避難所対応マニュアルは、教職員が学校にいる時間帯に発災した場合に、発災から24時間程度の間には教職員が行う避難所開設及び避難者受入のための対応について定めようとするものです。
- 発災から24時間程度経過後は、地域住民等が中心となり、地域住民等が事前に作成した避難所運営マニュアル（※1）に従って避難所運営を行うこととなり、教職員は避難所運営を支援します。
- 教職員が学校にいない時間帯に発災した場合は、教職員の参集を待っては、迅速な避難所開設ができないことから、地域住民等が作成する避難所運営マニュアルに従って地域住民等が避難所の開設・運営を行うものとします。（※2）
- 各県立学校においては、平成26年度中に県立学校避難所対応マニュアルを作成し、平成27年度から実施する予定の避難所運営訓練（HUG）等で検証・見直しを行います。

※1：「避難所運営マニュアル」の作成について

- 避難所運営マニュアルは、平成26年10月に高知県危機管理部南海トラフ地震対策課が作成した「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」等を参考にしながら、今後、地域住民等で作成することになります。
- 各学校においては、施設管理者として、地域住民等で今後作成する避難所運営マニュアルの作成に協力してください。

～ 「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」等 ～
(平成26年10月高知県危機管理部南海トラフ地震対策課作成)

* 高知県庁ホームページアドレス (<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/2014110500044.html>)

- ◆ 「避難所運営マニュアル作成のすすめ」
- ◆ 「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」
- ◆ 「避難所運営マニュアル作成例」
- ◆ 「大規模災害に備えた避難所運営について（解説）」

※2：「避難所運営マニュアル」を作成していない場合の対応について

- 事前に、避難所運営マニュアルを作成していない場合は、県立学校が作成した県立学校避難所対応マニュアルに従って避難所の開設を行います。
- 避難所開設後、「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」等を参考にしながら、避難者等が主体となって話し合い、避難所運営にあたってのルールづくりを順次行うよう教職員は支援します。

3. 避難所開設の判断について

- 基本的には、避難所は市町村からの要請に基づき開設するものですが、通信の遮断等により、市町村からの避難所開設要請が間に合わない場合の避難所開設は、学校長又はあらかじめ学校防災マニュアル（危機管理マニュアル）で定めた指揮命令者（以下「学校長等」という。）の判断により行うこととします。
- また、避難所として指定されていない学校についても、学校長等の判断で避難所を開設することとします。
- なお、避難所開設時には、「高知県立学校災害時児童生徒及び教職員用備蓄物資管理要領」に基づき、学校長等の判断により、各県立学校に配備している児童生徒・教職員用備蓄物資を避難者のために提供することができます。

【市町村からの避難所開設要請が間に合わない場合の避難所開設の最終判断者】

| 区 分 | 南海トラフ地震発生時 | (参考) 台風等風水害時 |
|--------------------|------------|--------------------------------------|
| 津波避難場所 (津波避難ビル) | 学校長等の判断 | — |
| 避難所 (指定避難所) | 学校長等の判断 | 市町村からの要請により開設 但し、急を要する場合は、学校長等の判断 |

4. 台風等風水害時の対応について

- 台風等風水害時についても、学校長等は、県立学校を避難所として開設する必要が生じた場合には、南海トラフ地震等の大規模災害時を想定して作成する県立学校避難所対応マニュアルに準じて対応するものとします。
- なお、避難所開設時には、「高知県立学校災害時児童生徒及び教職員用備蓄物資管理要領」に基づき、学校長等の判断により、各県立学校に配備している児童生徒・教職員用備蓄物資を避難者のために提供することができます。

5. 避難所開設・運営に関する基本的事項

避難所の開設・運営にあたっては、次のような対応が考えられます。時間の経過とともにすべきことを事前に確認しておいてください。

なお、避難所の運営に関することの詳細については、「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」等（P.2 参照）を参考にしてください。

（1）避難所の開設について

①避難所の開設

大規模な災害が発生した時には、市町村は、地域防災計画及び避難所指定の承諾に基づき、県立学校に対し避難所の開設の要請を行います。

しかしながら、通信の遮断等により要請が遅れる場合も想定されることから、学校長等の判断により、避難所を開設します。

○避難所開設・運営に関する事前整理事項

ア 避難所の運営体制

イ 学校施設の使用方法

ウ 鍵の保管・開錠

休日、夜間に発災した際、体育館等の鍵を開ける者等

エ 資機材、備蓄物資等の保管場所

オ 避難所における業務と役割

②避難所として提供する教室等

学校は、あらかじめ避難所として提供できる教室等を決定しておきます。発災後すぐに避難所として提供する教室等の安全点検を行い、避難所として開放する教室等を決定します。

学校長等は、自校を避難所として開放した場合には、速やかに教育委員会事務局に報告をする必要があります。

○避難者の居住場所

安全点検が済んだ施設（部屋）から、避難者の居住場所を確保する。

（例）体育館、各教室（要配慮者用）

* 普通教室は、発災後1週間はできるだけ開放し、その後は、教育活動の再開に備え、順次閉鎖する。

○学校及び避難所の管理・運営に必要な場所は避難者の居住場所にしない。

（例）管理のために用いる場所

校長室、職員室、保健室、コンピュータ室、家庭科室

○危険な薬品や施設・設備がある場所は避難者の居住場所にしない。

生物室、化学室、音楽室、専門学科教室

○状況に応じて必要となる場所

ペットの飼育場所

(2) 避難所開設後の対応について

①避難所開設直後の対応

ア 学校長等の役割

地域住民等が到着するまでの間、学校長等が中心となり、初期対応を行う。

- (ア) 避難者の受入れ及び名簿づくり
- (イ) 傷病者の把握
- (ウ) 要配慮者の把握
- (エ) 市町村災害対策本部に、避難状況等について報告
(収容人数、食料等の必要数等)

イ 避難所開設・運営支援としての役割

- (ア) 飲料水・生活水の確保
- (イ) 電気・照明器具、燃料の確保
- (ウ) 応急トイレの設置及び管理
- (エ) 負傷者に対する応急処置
- (オ) 備蓄物資、救援物資の受入れ及び管理
- (カ) 施設内のゴミ集積場の決定及び管理
- (キ) 避難者との連絡窓口、情報提供
- (ク) 学校施設内にある避難所運営に役立つ備品・施設を点検整理

②避難所での生活が長期化する場合の対応

長期化する避難所生活を円滑に運営するために、6ページのような組織を設置し、活動します。(活動班の編成は、地域の状況により異なります。)

学校長等及び教職員は、施設管理者及び避難所運営の支援者として、各組織の活動内容を確認するとともに、避難所運営が円滑に行われるよう各班の活動の支援をお願いします。

●避難所の開設・運営に際し、次のような活動があることを確認しておいてください。

* 「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」の「避難所運営マニュアル作成例」から抜粋

| 組織 | | 主な活動内容 |
|------|-----|---|
| 運営本部 | | <ul style="list-style-type: none"> a 開設準備指示 b 各班への指示・統括 c 運営体制の確立 d 運営全般の統括、意思決定 e 閉鎖準備指示 |
| 活動班 | 総括班 | <ul style="list-style-type: none"> a 運営本部の補助 b 避難所運営会議の開催、各班の業務の調整 c 避難所生活ルールの見直し・調整 d 施設業務と避難所の併存調整 |
| | 管理班 | <ul style="list-style-type: none"> a 避難空間の区割り b 名簿の作成 c 居住班の編成 d 空間の再配置 e 名簿の更新・管理、安否確認への対応 f 居住班の再編 g 名簿の引継準備 |
| | 情報班 | <ul style="list-style-type: none"> a 災対本部への第一報 b 避難者概数の把握 c 災対本部への随時報告 d 災対本部や外部からの情報収集・整理 e 避難者・地域の被災者への情報提供・伝達 f 避難者・地域の被災者からの情報収集・整理・更新 g ニーズに応じた情報提供 |
| | 食料班 | <ul style="list-style-type: none"> a 備蓄食料の配給 b 食事ニーズの把握 c 食料・飲料水の調達・管理・配給 d 炊き出しの指導 e 多様な食事の提供 |
| | 物資班 | <ul style="list-style-type: none"> a 備蓄物資の配給 b 物資へのニーズの把握 c 物資の調達・管理・配給 d 個別の物資の確保 |

| | | |
|-----|---------|--|
| 活動班 | 環境班 | <ul style="list-style-type: none"> a トイレの確保 b トイレ・入浴サービスの運用、生活水の確保 c ペットの受入れ d 清掃指導、ゴミの管理 e 飼育者によるペットの自主管理の指導 |
| | 保健班 | <ul style="list-style-type: none"> a 傷病者の把握 b 緊急搬送の要請 c 有資格者への協力依頼、救護室の設置 d 感染症予防 e 保健師などとの連携 f 共助による見守り活動 g 健康維持への取組み h 心のケア i 自立を妨げない支援 |
| | 要配慮者支援班 | <ul style="list-style-type: none"> a 要配慮者の把握 b 緊急搬送の要請 c 有資格者への協力依頼 d 保健師などとの連携 e 共助による支え合い f 自立を妨げない支援 |
| | 在宅等支援班 | <ul style="list-style-type: none"> a 地域の被災者のサポート |
| | 相談班 | <ul style="list-style-type: none"> a 各種相談窓口の設置 |
| | 巡回警備班 | <ul style="list-style-type: none"> a 防犯・防火対策（巡回警備など） |
| | 避難者交流班 | <ul style="list-style-type: none"> a 避難者の交流の場づくり |
| | ボランティア班 | <ul style="list-style-type: none"> a ボランティアの受入れ |

(3) 避難所の閉鎖について

学校は、地域のライフラインが復旧する頃までは避難所の設置に対し、市町村災害対策本部に協力しますが、ライフラインの復旧のめどがたてば、徐々に、教育の場としての学校の機能を回復するため、再開に向け準備を進めることが重要です。

また、避難所の閉鎖の時期については、市町村災害対策本部と検討を重ね、適切な時期に避難所を閉鎖できるよう尽力します。

作成例

高知県立〇〇高等学校
避難所対応マニュアル

平成 26 年〇月作成

避難所の開設フロー図

【児童生徒・教職員が在校する時間帯に地震が発生した場合】

- ◎児童生徒・教職員が不在の時間帯に地震が発生した場合は、参集後の教職員は、市町村等が事前に作成した「避難所運営マニュアル」に基づき避難所の開設・運営を支援すること。
- ◎「避難所運営マニュアル」が作成されていない場合は、避難者と参集した教職員とで、「県立学校避難所対応マニュアル」に従って避難所の開設等を行うこと。

| 流れ | 児童生徒対応 (対応者：教職員) |
|-------------|---|
| 発災 | <ul style="list-style-type: none"> ●身の安全の確保 *児童生徒は学校防災マニュアルで定めた場所へ避難 |
| 避難所 開設準備 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校災害対策本部の設置（開錠・事前準備品取出し） P.14 ② ●学校施設の安全確認 P.14 ④ P.21 *「避難所安全確認チェック表（別紙3）」に基づき点検（二人一組で行動） ・立ち入り禁止場所を明示（張り紙・ポール設置等） <p style="text-align: center;">◇児童生徒：校内の安全な場所で待機</p> <p style="text-align: center;">【避難所開設決定】 P.15 ⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒を避難場所へ誘導 *児童生徒は各教室を基本とする ●備蓄物資の取り出し P.15 ⑦ P.22 ・トイレの点検、便袋等準備 |
| 避難所 開設 | <p style="text-align: center;">◆児童生徒は大津波警報が解除され、安全に帰宅できると判断するまでの間、避難場所ですぐすものとする。</p> <p style="text-align: center;">・ 備蓄飲料水・食料、毛布の配布</p> |
| 避難所 運営 | <ul style="list-style-type: none"> ●安全確認・生徒帰宅 <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>◆保護者への引き渡し等については、学校防災マニュアルに規定済</p> </div> |

| 避難者対応 (対応者：教職員・地域住民等) | |
|---|----------------|
| ◇避難者：屋外待機（雨天の場合は屋根のある安全な場所で待機） | P.15 ⑤ |
| 【避難所開設決定】 | |
| ●避難者を避難場所へ誘導 *避難者は体育館等を基本とする | P.15 ⑥ |
| ●備蓄物資の取り出し ・トイレの点検、便袋等準備 | P.15 ⑦ P.22 |
| ●避難者の受け入れ準備 ・避難空間の区割り（居住スペースと共有スペースの確保） ・受付の設置 | P.15 ⑦ P.17 |
| ●避難者の受け入れ ・避難者名簿の作成 避難者の受入れ・避難者カード配布 ・傷病者の把握 → 救護室へ（緊急搬送要請） ・要配慮者の把握 → 要配慮者スペースへ ・ペットの受入れ → ペットスペースへ | P.16・24 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 市町村災害対策本部への報告様式は、各学校が市町村から入手し、マニュアルに入れること </div> | |
| 《市町村災害対策本部・教育委員会事務局への報告》 ・教育委員会事務局へは「避難所開設状況報告書（様式5）」で報告 | P.29 |
| ●必要な情報の集約と避難者への初期対応 ・名簿の作成 「避難者世帯票」「避難者名簿」「ペット飼育者名簿」 ・傷病者の応急対応 → 緊急搬送要請 ・要配慮者の見守り → 福祉避難所等への搬送要請 ・備蓄飲料水・食料、備蓄物資の配布 → 物資配送要請 | P.16 |
| ●避難所運営マニュアルへ移行 | |

1 学校施設の開錠

※県立学校避難所対応マニュアルは、教職員在庁時に発災した場合の対応を定めるものですが、地域住民等により「避難所運営マニュアル」が定められていない県立学校で、教職員不在時に発災した場合に、避難者や参集した教職員がこのマニュアルを使用して避難所開設の準備を行うことを想定し、この項目は入れるようにしてください

災害発生時には、鍵を保管している次のいずれかの者が施設の開錠を行う。

| | | |
|----------|----------------------|-----------------------|
| 〇〇学校 | 事務長 〇〇〇〇 警備員 〇〇〇〇 | 主幹 〇〇 〇〇 宿直者 〇〇 〇〇 |
| 地域住民 | 地区長 〇〇 〇〇 | 副地区長 〇〇 〇〇 |
| 〇〇市防災対策課 | 課長 〇〇 〇〇 | 課長補佐 〇〇 〇〇 |

*時間帯により開錠者を特定できる場合は、具体的に記載しておくこと

平日 18:00～8:00・土日終日

宿直者 〇〇 〇〇

2 避難所として開放する教室等

別紙1「校内見取図」(P.17～18)及び以下のとおり

P.17～18の校内見取図の内容とは、リンクしていません。

| | 名 称 | 配 置 |
|---|------------------|-------------|
| 1 | 災害対策本部 | 1階大会議室 |
| 2 | 情報・通信室 | 1階大会議室 |
| 3 | 避難者収容場所 | 体育館、多目的スペース |
| 4 | 避難者収容場所(要配慮者優先室) | 〇〇教室 |
| 5 | 応急救護室 | 保健室 |
| 6 | 緊急車両駐車場 | 玄関前客用駐車場 |
| 7 | ゴミ集積所 | グラウンド北東隅 |
| 8 | 支援物資集積所 | 玄関ホール、体育館 |
| 9 | ペット保護所 | グラウンド南西隅 |

*P.17～18のような学校敷地全体と各教室の見取図をマニュアルに添付すること
また、次のような場合も想定して、教室等をどの程度まで避難所として開放するか事前に決めておき、マニュアルに添付しておくこと

- ・避難所として提供可能な教室、可能面積を記載
発災～1週間(生徒がいる場合、いない場合)
1週間～(授業再開に向けて避難所提供教室を制限する場合)

*見取図は、安全点検用と掲示用(拡大したもの)を準備しておくこと

3 備蓄品等

別紙2「備蓄物資リスト」(P.19~20)のとおり

*「備蓄物資リスト」は、児童生徒・教職員用備蓄物資と市町村等備蓄物資は別様とし、マニュアルに添付しておくこと

4 避難所支援班

学校災害対策本部の各組織のうち「避難所支援班」の役割は次のとおりとする。

| 名 称 | 役 割 | 担 当 |
|---------|----------------------------------|---|
| 総括班 | 各班の業務の調整等 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 |
| 安全点検班 | 施設内の安全点検 立入禁止箇所の明示 避難所の準備 | A班 〇〇 〇〇 B班 〇〇 〇〇 C班 〇〇 〇〇 D班 〇〇 〇〇 E班 〇〇 〇〇 F班 〇〇 〇〇 |
| 誘導班 | 避難者の誘導 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 |
| 管理班 | 避難者受入 避難者名簿の作成 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 |
| 情報班 | 市町村災害対策本部、教育委員会事務局への報告 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 |
| 食料班 | 備蓄食料の配布 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 |
| 物資班 | 備蓄物資の配布 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 |
| 環境班 | トイレの準備・運用、生活用水の確保、ペットの受入れ | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 |
| 保健班 | 救護室の設置、傷病者の把握、緊急搬送の要請、有資格者への協力依頼 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 |
| 要配慮者支援班 | 要配慮者の把握・見守り、搬送要請 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 |

*「学校防災マニュアル(危機管理マニュアル)」で定める学校災害対策本部の組織体制の中に「避難所支援班」を加えておくこと

*教職員在庁時でも、定時制、通信制の課程のある学校は、時間帯や曜日で校内にいる教職員が異なることから、様々な場合を想定して担当を決めておくこと

5 避難所開設から避難者受入まで

避難所開設準備

①入口の開錠

- ・開錠者は、前記1 (P. 12) のとおり

②備蓄物資の取出し

- ・【安全点検班】【物資班】は、備蓄倉庫等から安全点検等に必要な備蓄物資（非常用発電機・校内見取図・照明等）を取り出す。
 ※備蓄物資の取り出しは、応急的な点検で建物が安全と判断された後とする。
- ・避難所開設時に必要な物は概ね次のとおりとする。

*ここで示してある活動内容は、一例ではないので、各学校において、避難所開設のためにどのようなことをする必要はあるか検討のうえ、追記してください。

*「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」の「避難所運営マニュアル作成例」から抜粋

| 分類 | 品名 |
|-------|---|
| 様式集 | 避難者カード【様式1】(P. 25) |
| | 避難者名簿【様式4】(P. 28) |
| | 避難者世帯票【様式2】(P. 26) |
| | ペット飼育者名簿【様式3】(P. 27) |
| | 避難所開設状況連絡票 *教育委員会事務局報告用【様式5】避難所開設状況報告書(P. 29) |
| 受付用備品 | 受付用張り紙【別紙5】(P. 24) |
| | 受付用筆記用具など(鉛筆、消しゴム、セロテープなど) |
| | 避難者カード収納ケース |
| 運営用備品 | 運営用の備品(マジック、模造紙、コピー用紙、セロテープ、ガムテープ、のり、はさみ、カッター、カッター台、定規、画びょう、電卓など) |
| | ホワイトボード |
| | 掲示板 |
| | 机、いす |
| | パソコン(スキャナ、プリンタなど) |
| | ブルーシート |
| | カラーテープ |
| 告知掲示用 | 避難所全体のレイアウト図(A3版)【別紙1】(P. 17~18) |
| | 避難所全体のレイアウト図(模造紙拡大版)【別紙1】(P. 17~18) |
| | 居住スペースのレイアウト図(A3版)【別紙1】(P. 17~18) |
| | 居住スペースのレイアウト図(模造紙拡大版)【別紙1】(P. 17~18) |
| | トイレの使用ルール(トイレ内に掲示用A3版)*便袋使用方法【別紙4】(P. 22~23) |

③照明の確保

- ・夜間の照明設置場所は以下とする。
 施設入口、受付窓口予定場所、 救護室等

④応急的な建物の安全確認【安全点検班】

- ・「避難所安全確認チェック表(別紙3)(P. 21)」を使い目視による応急的な建物の安全確認を行うとともに、立ち入り禁止場所を張り紙等で明示する。
 ※安全点検は二人以上で行い、身の安全を第一とし、安全点検時にはヘルメットを必ず被ること。

⑤避難者の屋外待機【誘導班】

- ・施設の安全が確認されるまでは、避難者を屋外待機させる。
※雨天の場合を想定し、屋根のある待機場所も決めておくこと。

<待機している避難者への状況説明>

建物の応急的な安全確認が終わるまで屋内に避難できないことを、平常時から住民に十分に周知しておくこと。発災後は的確な状況説明を行うこと。

⑥避難所開設の判断

- ・避難所開設の判断は学校長等が行う。
- ・学校長等で判断が困難な場合は、学校長等が市町村災害対策本部又は教育委員会事務局に連絡し、避難所開設の判断を仰ぐ。
※市町村災害対策本部及び教育委員会事務局との連絡がつかない場合は、避難者の生命の確保を最優先に考え、開設の判断を学校長等に委ねることとする。
- ・避難所開設が決定すれば、速やかに【管理班】に受入れ準備を指示する。
- ・避難所が開設できない場合は、近隣の避難所（①△△△△中学校 ②□□□□コミュニティセンター）に避難者を誘導する。

避難者受入れ準備

学校長等は、避難者の生命の確保を最優先に、各班の担当者や協力可能な避難者に以下の内容を指示し、避難者受入れの準備を行う。

<施設内の準備>

⑦備蓄倉庫等から必要な資機材を取り出し、【管理班】等に次の作業を指示する

- ・トイレの確保（既設トイレの確認と便袋の配備）
- ・避難空間の区割り（居住スペースと共有スペースの確保）
- ・受付の設置
- ・施設内の準備の支援
- ・通信環境の確保、掲示板や張り紙など情報伝達手段の確保
- ・備蓄の食料や飲料水等の各物資の確認

避難者の受入れ

施設内の受入れ準備が一定整えば、各班に以下のとおり避難者の誘導や対応を指示する。

< 避難者の誘導と名簿の作成の指示 >

- ⑧名簿の作成（避難者の受入れと避難者カードの配布）

< 配慮の必要な避難者への対応 >

- ⑨傷病者把握（救護室に誘導）【救護班】
- ⑩要配慮者の把握（要配慮者スペースに誘導）【要配慮者支援班】
- ⑪ペットの受入れ【管理班】

< 情報の集約の指示 >

- ⑫避難者概数の把握、市町村災害対策本部及び教育委員会事務局への避難所開設報告
 - ・「避難所開設状況連絡票（各市町村の様式）」を市町村災害対策本部へ、「避難所開設状況報告書（様式5）（P.29）」を教育委員会事務局へFAX等で送付する。【情報班】
- ⑬名簿の作成（避難者世帯票、避難者名簿、ペット飼育者名簿の作成）【管理班】

< 避難者への対応の指示 >

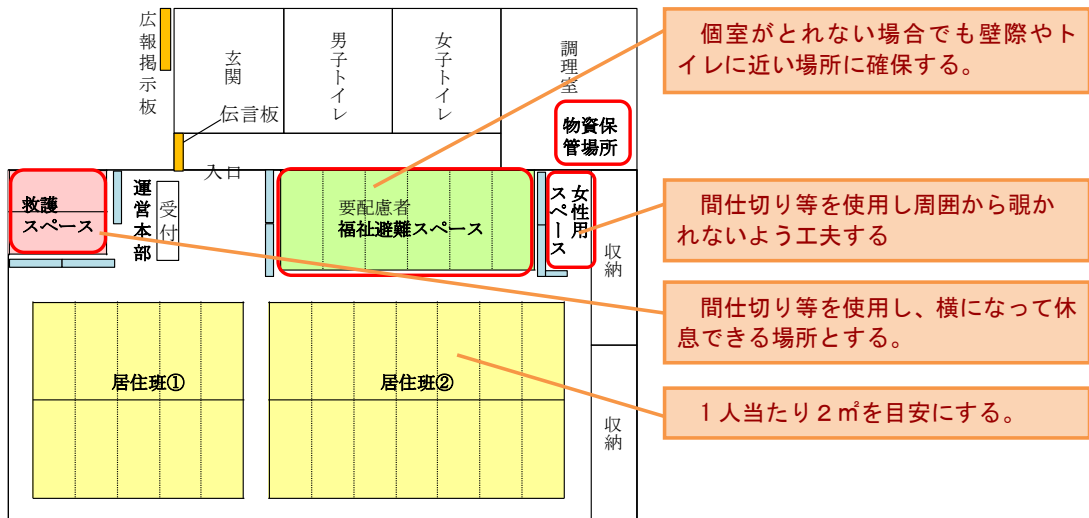
- ⑭備蓄食料の配布、備蓄物資の配布【食料班・物資班】

6 避難所の運営

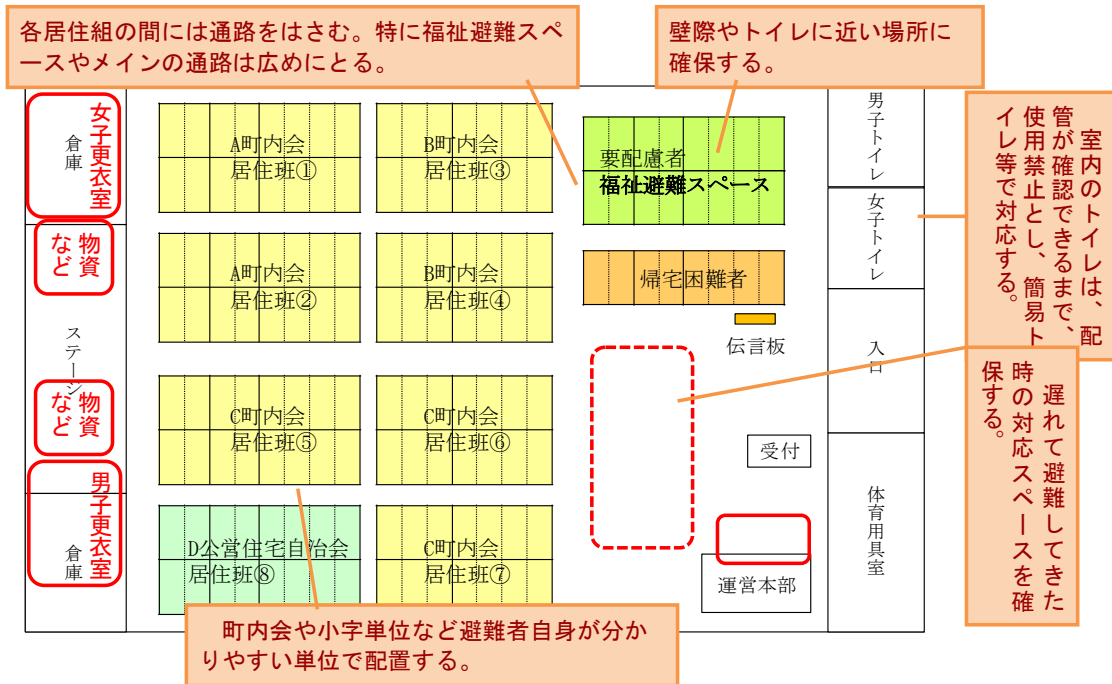
別添「〇〇地区避難所運営マニュアル」のとおり

※避難所運営マニュアルが作成されていない場合は、「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」等（P.2 参照）を一緒に綴じておくこと。

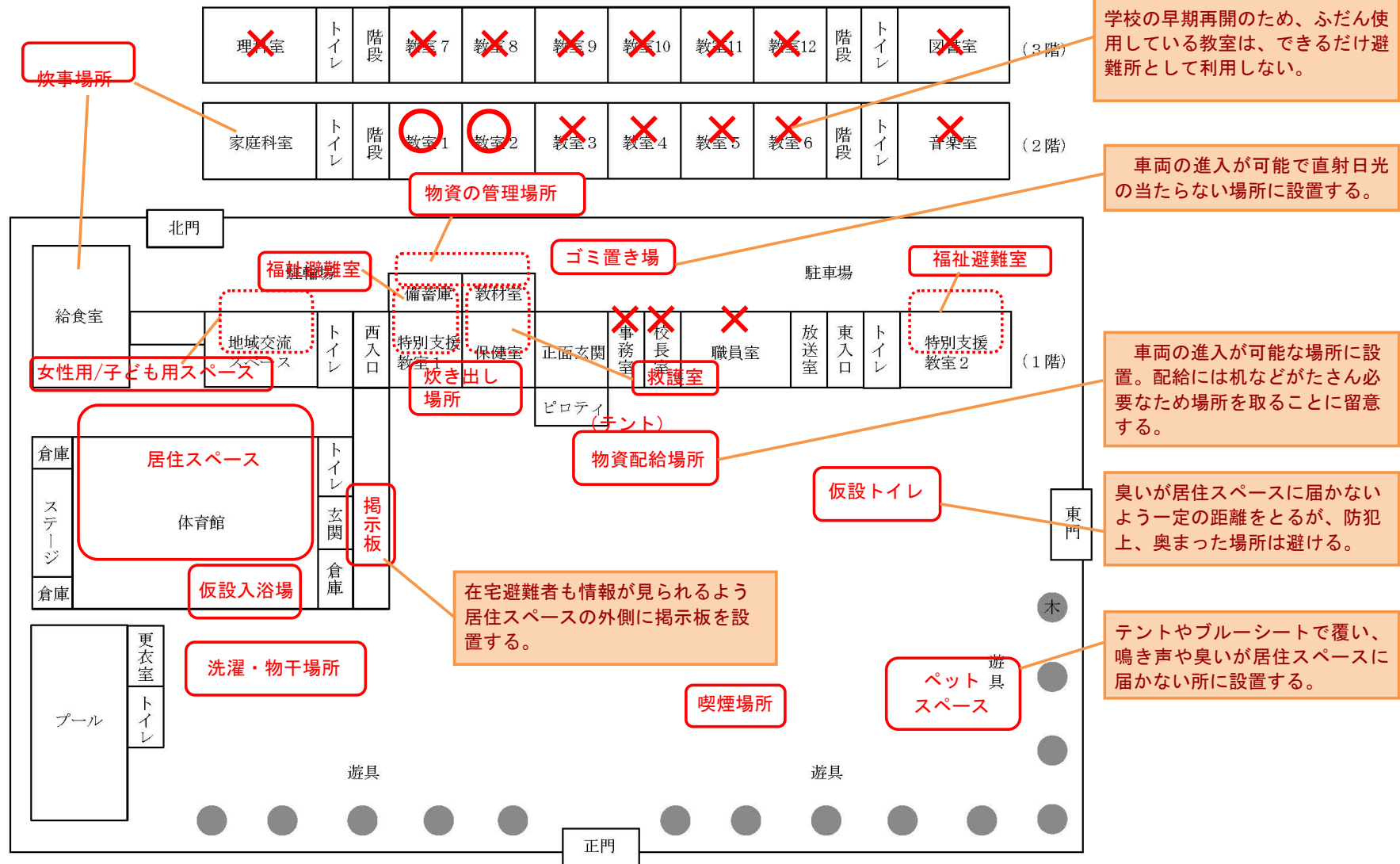
【多目的スペースの例】



【小学校体育館での居住スペースの例】



【小学校校舎・グラウンドの配置例】



| 備蓄物資リスト | | | | | |
|-----------------|--------------|---------|------|--------|--|
| 【児童生徒・教職員用備蓄物資】 | | | | | |
| 分類 | 品 目 | | 数量 | 備蓄場所 | 備考 |
| 食料等 | 飲料水 | 2リットル | 300本 | | |
| | アルファ米 | 白米 | 300食 | | 成分はお米だけなので、アレルギーのある方でも食べられる。水の量を調整することによりおかゆとすることも可能 |
| | | 五目ごはん | 300食 | | |
| | パン | | 250袋 | | |
| 救急用品 | 毛布 | | 500枚 | | |
| | 救急セット | | 50人分 | | |
| | | | | | |
| 電源・照明類 | 自家発電装置 | ガスボンベ式 | 1台 | | |
| | | 交換用カセット | 18本 | | |
| | 燃料 | LPガス | | | |
| | 投光器 | | | | |
| | 懐中電灯 | | | | |
| | コードリール | | | | |
| | 乾電池 | | | | |
| 衛生用品 | 便袋 | | 600枚 | | |
| | トイレットペーパー | | | | |
| | 消毒液 | | | | |
| | ゴム手袋 | | | | |
| 通信機器 | ラジオ | | | | |
| | 防災行政無線 | | | | |
| | | | | | |
| 救命機材 | 工具セット | | 1セット | | |
| | AED | | 2台 | 玄関、体育館 | |
| | 拡声器 | | | | |
| | 軍手 | | | | |
| | 担架 | | 1台 | | |
| | 折りたたみ式リヤカー | | 1台 | | |
| | ゴムボート(牽引ロープ) | | 4台 | | |
| | ライフジャケット | | | | |
| | ヘルメット | | | | |
| その他 | テント | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 【地域住民用備蓄物資】 | | | | | |
|-------------|--------------|---------|----|------|----|
| 分類 | 品 目 | | 数量 | 備蓄場所 | 備考 |
| 食料等 | 飲料水 | 2リットル | | | |
| | アルファ米 | 白米 | | | |
| | | 五目ごはん | | | |
| | パン | | | | |
| 救急用品 | 毛布 | | | | |
| | 救急セット | | | | |
| | | | | | |
| 電源・照明類 | 自家発電装置 | ガスボンベ式 | | | |
| | | 交換用カセット | | | |
| | 燃料 | LPガス | | | |
| | 投光器 | | | | |
| | 懐中電灯 | | | | |
| | コードリール | | | | |
| | 乾電池 | | | | |
| 衛生用品 | 便袋 | | | | |
| | トイレトーパー | | | | |
| | 消毒液 | | | | |
| | ゴム手袋 | | | | |
| 通信機器 | ラジオ | | | | |
| | 防災行政無線 | | | | |
| | | | | | |
| 救命機材 | 工具セット | | | | |
| | 拡声器 | | | | |
| | 軍手 | | | | |
| | 担架 | | | | |
| | 折りたたみ式リヤカー | | | | |
| | ゴムボート(牽引ロープ) | | | | |
| | ライフジャケット | | | | |
| | ヘルメット | | | | |
| その他 | テント | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

避難所安全確認チェック表

余震などによる二次災害を防ぐため、開設前に施設の応急的な安全確認を行います

※施設に少しでも危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。

※確認者の安全を第一とし、明らかに危険な場合は、実施しないでください。

※施設の安全が確認できるまでは、避難者を建物内に立ち入らせず、グラウンドなどで待機させましょう。

① 建物の外観や周辺環境に関する確認

| | | | |
|---|---|----|----|
| 1 | 隣接する建物が傾き、避難所に倒れ込む危険があるか | ある | ない |
| 2 | 周辺で地滑り、崖崩れ、液状化、地盤沈下があったか | ある | ない |
| 3 | 建物の基礎が壊れていないか | ある | ない |
| 4 | 建物自体の傾きがみられないか | ある | ない |
| 5 | 外壁が落下したり、大きな亀裂が入ったりしていないか | ある | ない |
| 6 | 鉄骨の骨組みが壊れたり変形したりしていないか | ある | ない |
| 7 | 1～6以外に、屋根瓦のずれ・落下、窓ガラスの割れ、サッシのゆがみなど、危険性を強く感じる点がないか | ある | ない |

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位に基づいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、
②建物内部の確認へ進みます。

② 建物内部における確認

| | | | |
|----|------------------------------|----|----|
| 8 | 床が大きくゆがんだり、割れたりしていないか | ある | ない |
| 9 | 柱が折れたり、割れたりしていないか | ある | ない |
| 10 | 内壁に大きなひび割れがあったり、崩れ落ちたりしていないか | ある | ない |
| 11 | ゆがんで開閉できないドアが複数箇所ないか | ある | ない |
| 12 | 天井の落下がないか | ある | ない |

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位にもとづいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、避難所として活用可能です。

※これらのチェック項目はあくまで応急的な確認を行うためのもので、安全を保証するものではありません。

※これらのチェック項目で使用可能となった場合も、災害対策本部に要請し、できるだけ早期に応急危険度判定士による判定を実施しましょう。

※避難所開設時点で安全であっても、その後の余震等によって状況が変化する場合がありますので、適宜再確認を行いましょう。

トイレの使用方法

配管・下水管が破損した状態で水洗トイレを使用すると、排泄物であふれかえってしまい、衛生環境の復旧に時間を要します。既設トイレが使用可能かどうか、至急確認を行います。

○トイレの使用が可能か確認できるまで、又は便袋の設置が完了するまでは、トイレは立入禁止にします。

○生徒、教職員用として備蓄している「便袋」を準備し、便器に設置します。
(便袋の箱に入っている使用方法を記載した説明書を掲示します。)

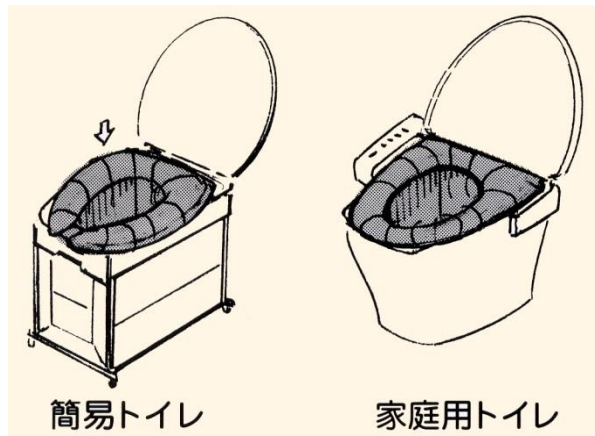
○生徒、教職員、避難者に便袋の交換時期、交換方法、使用後の便袋の廃棄場所を周知徹底します。

※トイレ使用上の注意

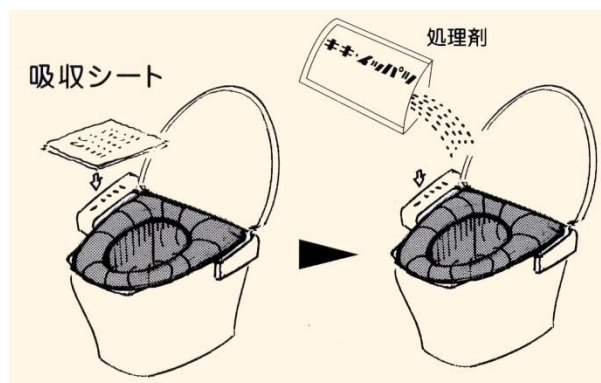
- 使用済みトイレットペーパーは、ふた付きのゴミ箱を用意し、そこに捨てます。
- 手洗い用の水が確保できない場合は、備蓄の消毒液を使用します。

【便袋使用方法】

[1]便座の汚れを防ぐため、汚物処理袋1枚を便座の上から便座全体と便器内をカバーするように取り付けます。



[2]次に汚物処理袋(5)の底に、吸収シート(2)を1枚敷いて、用足し後に汚物処理剤(キキ・イッパツ)1包の粉末処理剤を汚物の上に振りかけます。



[3]汚物が溜まったら汚物処理袋(5)ごと便器から取り外します。そして、袋内の空気を静かに抜いて袋の口をしっかりと結びます。



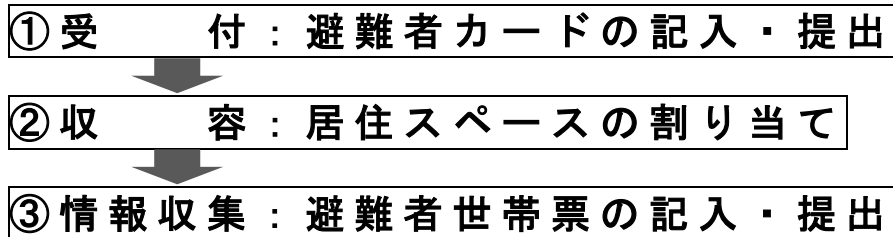
[4]さらに、付属の保管袋に入れて、一時保管します。
保管袋が一杯になったら、口をしっかりと結んでください。

[5]保管した汚物の処理は、ほとんどの自治体で可燃ごみとして焼却処分できますが、念のためお住まいの地域の自治体に確認して、**定められた方式に従って処理してください。**

避難者の受付ルール

避難者全員の安全確保のため、必ず以下のルールを守ってください。
ここにいる全員が被災者です。助け合いの精神を持ってご協力をお願いします。

受付の手順



① 1人1枚、**避難者カード**をもらい、必要な情報を記入して提出してください。

- ・避難者カードが、食料や物資の配給の基本情報となります。
(カードが未提出だと配給が行き渡らない可能性もあるためご注意ください)
- ・裏面の「特記事項」欄は、避難生活に必要な配慮などを記入してください。
例：「足が悪く、移動に介助が必要」「聴覚障害があり、会話は手話か筆談を希望」
「卵アレルギーのため除去食を希望」「入れ歯を紛失し、普通食が食べられない」
「乳児。紙おむつ（テープ式L）が不足」「透析が必要。最後に受けたのは○月○日」
- ・記入したカードは、受付に備えてある回収袋に入れてください。

② 役員の誘導に従って休める場所を確保します。

- ・居住スペース内では、地区ごとに集まるように誘導します。
- ・壁際やトイレに近い場所は、身体の不自由な方や高齢者などを優先させていただきます。
- ・ケガ人など健康状態のよくない避難者が遅れて避難してきた場合、場所の再移動などをお願いすることもあるのでご了承ください。

③ 状況が落ち着いたら、この後の避難生活に必要な情報を把握するために1世帯1枚、**避難者世帯票**を配布します。記入して提出してください。

④ その他

- ・ケガをされている方、健康状態の悪い方、避難生活に特別な配慮が必要な方は、受付に申し出てください。
- ・ペットを同行されている方は受付に申し出て下さい。**ペット飼育者名簿**への記入が必要です。また、ペットはペット専用のスペースへの収容となります。

様式 1

* 「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」の「避難所運営マニュアル作成例」 P. 65 引用

(表面)

| 避難者カード | | 記入日 | 月 | 日 | No. |
|---------|-----|-----|---|---|-----|
| 氏名 | 年齢 | | | | |
| 住所 | 性別 | | | | |
| | 男・女 | | | | |
| (該当者は○) | | | | | |
| 世帯主 | | | | | |

(裏面)

| | |
|---------------------|-----|
| 特記事項 (介助や配慮が必要なこと等) | 入所日 |
| | 月 日 |
| | 退所日 |
| | 月 日 |
| | ※ |

避難者世帯票（*世帯ごとに記載）

記入日 年 月 日

| | |
|----------|----------------------------|
| 該当するものに○ | 1 避難者（避難所での生活を希望する方） |
| | 2 在宅被災者（自宅等で生活するが配給等が必要な方） |
| | 3 帰宅困難者（一時的に滞在する方） |

| | |
|----------------|-----|
| 8 個人情報について | |
| 安否問合せへの情報公表 | 可・否 |
| 行政ホームページへの情報公表 | 可・否 |

※1～8について、記入又は○をつけてください

| | | | | | |
|---|--------------------------|------------------------|-------|----|-------------------|
| 1 | 地域名 | | | | |
| 2 | 氏名等 * 避難所にいる方のみ記載 | 氏名 <small>ふりがな</small> | 年齢 | 性別 | 食事 ○をつける |
| | | 世帯主 | | 男女 | 普通食・お粥 離乳食・ミルク |
| | | | | 男女 | 普通食・お粥 離乳食・ミルク |
| | | | | 男女 | 普通食・お粥 離乳食・ミルク |
| | | | | 男女 | 普通食・お粥 離乳食・ミルク |
| | 住所 | | | | |
| | 電話 | () | 代表者携帯 | | |

| | |
|--------------|---|
| 9 避難者の属性について | |
| 妊婦 | 人 |
| 産婦 | 人 |
| 乳児（1歳未満） | 人 |
| 幼児・児童 | 人 |
| 中学生以上・成人 | 人 |
| 65歳以上高齢者 | 人 |

↓ 上記のうち下記に該当する人はいますか？

| | |
|-----------|---|
| 介助が必要 | 人 |
| 医療が必要 | 人 |
| その他の配慮が必要 | 人 |

| | | |
|----|--------|----------|
| 10 | ペットの同行 | 犬・猫・その他匹 |
|----|--------|----------|

| | | | | | | | |
|---|-----------|--|----|----|------------------------|----|----|
| 3 | 同行していない家族 | 氏名 <small>ふりがな</small> | 年齢 | 性別 | 氏名 <small>ふりがな</small> | 年齢 | 性別 |
| | | | | 男女 | | | 男女 |
| 4 | 住宅被害状況 | 1. 被害なし 2. 補修が必要 3. 倒壊 4. 流出 5. ライフライン使用不可 | | | | | |
| 5 | 応急仮設住宅 | 1. 入居を希望する 2. 入居を希望しない | | | | | |
| 6 | 緊急連絡先 | 親族の連絡先など 氏名 電話 () | | | | | |
| 7 | 特記事項 | 障害や持病の状態、介助の必要性の有無、必要な配慮や物資等について 資格など、協力できること 氏名 内容： | | | | | |

※以下の表は運営委員会で記載します。

| | | |
|----------|-------------------|-----------------|
| 避難者世帯票NO | 退所年月日／在宅被災者の支援終了日 | 転出先と連絡先 |
| | 年 月 日 | 転出先： 電話： () |

様式 3

* 「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」の「避難所運営マニュアル作成例」P. 74 引用

| ペット飼育者名簿 | | | | 避難所名 | | | |
|----------|---|--------------------------|----|----------|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------|
| No | 飼育者 | 入退所日 | 種類 | 性別 | 特徴 | 予防接種等 | 飼育場所 |
| 例 | 氏名:高知 太郎 住所:高知市丸ノ内1-2 電話:088-000-0000 | 入 9月 1日 退 9月 3日 | 犬 | オス メス | 名前:シロ 体格:中型 毛色:白 特徴:赤い首輪 | ※犬の場合 登録:済・未 狂犬病:済・未 その他: | 外(校庭) 内() |
| 1 | 氏名: 住所: 電話: | 入 月 日 退 月 日 | | オス メス | 名前: 体格: 毛色: 特徴: | ※犬の場合 登録:済・未 狂犬病:済・未 その他: | 外() 内() |
| 2 | 氏名: 住所: 電話: | 入 月 日 退 月 日 | | オス メス | 名前: 体格: 毛色: 特徴: | ※犬の場合 登録:済・未 狂犬病:済・未 その他: | 外() 内() |
| 3 | 氏名: 住所: 電話: | 入 月 日 退 月 日 | | オス メス | 名前: 体格: 毛色: 特徴: | ※犬の場合 登録:済・未 狂犬病:済・未 その他: | 外() 内() |
| 4 | 氏名: 住所: 電話: | 入 月 日 退 月 日 | | オス メス | 名前: 体格: 毛色: 特徴: | ※犬の場合 登録:済・未 狂犬病:済・未 その他: | 外() 内() |
| 5 | 氏名: 住所: 電話: | 入 月 日 退 月 日 | | オス メス | 名前: 体格: 毛色: 特徴: | ※犬の場合 登録:済・未 狂犬病:済・未 その他: | 外() 内() |

様式 4

* 「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」の「避難所運営マニュアル作成例」P.66 引用

| 避難者名簿（避難者／地域の被災者／帰宅困難者） | | | | | | | | | | 避難所名 |
|-------------------------|-----------|-------|----|-----|-----|-----------|----------|-------------------------------|-------------------------------|------|
| 人数 | 世帯票 番号 | 氏名 | 年齢 | 性別 | 世帯主 | 住所 | 特記事項 | 入所日 <small>(支援開始日)</small> | 退所日 <small>(支援終了日)</small> | 転居先 |
| (例) | 1 | 高知 太郎 | 56 | 男・女 | ○ | 高知市丸ノ内1-2 | 移動に補助が必要 | 9月1日 | 9月3日 | 自宅 |
| 1 | | | | 男・女 | | | | | | |
| 2 | | | | 男・女 | | | | | | |
| 3 | | | | 男・女 | | | | | | |
| 4 | | | | 男・女 | | | | | | |
| 5 | | | | 男・女 | | | | | | |
| 6 | | | | 男・女 | | | | | | |
| 7 | | | | 男・女 | | | | | | |
| 8 | | | | 男・女 | | | | | | |
| 9 | | | | 男・女 | | | | | | |
| 10 | | | | 男・女 | | | | | | |

避難所開設状況報告書

| | | | | | | | | | |
|------------|---------------------|-------|---------------|------|---|-------|---|----|---|
| 報告日時 | 年 月 日 () 午前・午後 時 分 | | | | | | | | |
| 学校名 | | | 報告者氏名 | | | | | | |
| 緊急連絡先 | TEL | 連絡先氏名 | | | | | | | |
| 報告事項 | | | | | | | | | |
| 1 避難所開放区域 | | | | | | | | | |
| 開放区域名 | 特記事項（主な被害状況等） | | | | | | | | |
| 体育館 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 2 避難所に係る設備 | | | | | | | | | |
| 設備名 | 使用可能状況 | | 特記事項（主な被害状況等） | | | | | | |
| トイレ | 1 可 ・ 2 不可 | | | | | | | | |
| 水道 | 1 可 ・ 2 不可 | | | | | | | | |
| 電気 | 1 可 ・ 2 不可 | | | | | | | | |
| ガス | 1 可 ・ 2 不可 | | | | | | | | |
| 電話 | 1 可 ・ 2 不可 | | | | | | | | |
| FAX | 1 可 ・ 2 不可 | | | | | | | | |
| 放送設備 | 1 可 ・ 2 不可 | | | | | | | | |
| 3 避難者の状況 | | | | | | | | | |
| 現在の避難者 | | 男 | 名 | | 女 | 名 | | | |
| 約 名 | 内 訳 | 小学生以下 | 名 | 小学生 | 名 | 中学生 | 名 | 大人 | 名 |
| | | 乳児 | 名 | 要介護者 | 名 | 身体障害者 | 名 | | |
| | | 外国人 | 名 | | | | | | |
| 報告先 | | TEL | | FAX | | | | | |

～南海トラフ地震に備える～

高知県立学校避難所対応マニュアル作成の手引き

作成年月：平成 26 年 12 月

作 成：高知県教育委員会事務局学校安全対策課